

大阪市環境局環境施策部環境施策課 臨時的任用職員（事務職員）募集要項

1 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定数	受験資格	任用期間
1名	次の受験資格をすべて満たす者がこの試験を受けることができます。 (1) 地方公務員法第16条各号〔欠格条項〕に該当しない者(※1)	令和8年6月1日 ～ 令和8年11月30日 ※場合によっては延長する可能性があります。

※1 地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 従事する職務等

職務内容
課の計理事務・文書関係事務・物品管理事務その他庶務一般業務 大阪市庁内環境管理計画に関する業務・グリーン調達に関する業務 引取業・フロン類回収業登録、監視指導に関する業務 ※窓口・電話での市民対応、パソコン操作（Word・Excel）等を含む ※危機事象発生時には、非常時優先業務（災害応急対策業務及び優先度の高い通常業務）に従事する場合がある。

3 選考方法等

(1) 面接

日 時：令和8年5月14日（木）予定

※詳細な時間・場所は申込者に通知します。

(2) 合否通知等

受験者本人あてに通知します。

5月21日（木）に発送予定です。

4 受験手続

受験申込みについては、持参または送付により受け付けます。送付の場合は、書留郵便等で送付してください。

申込方法	<p>【受付期間】 令和8年4月15日（水）から令和8年5月7日（木）まで 〔持参の場合：令和8年4月15日（水）から令和8年5月7日（木） 9時から17時30分まで（土曜日・日曜日・祝日及び開庁日の12時15分から13時は除く。）〕 〔送付の場合：令和8年5月7日（木）当日必着〕</p> <p>【提出先】 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階 大阪市環境局環境施策部環境施策課</p> <p>※「臨時的任用職員 採用申込書在中」と朱書した封筒に次の①②③の書類を入れて提出してください。なお、送付された場合に発生した事故については責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けません。</p> <p>【提出書類】 ※次の書類に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。</p> <p>①大阪市臨時的任用職員採用申込書（本市所定様式） 1通 ※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ※記入項目において、記入欄が不足する場合は、別紙に記載し添付してください</p> <p>②申し立て書（本市所定様式） 1通 ※①②の様式は、後掲の申込書配付場所まで受け取りに来ていただくか、大阪市ホームページからダウンロードしてください。</p> <p>③「受験案内」送付用の定型封筒（長形3号） 1通 ※必ず宛先（郵便番号、住所、氏名）を記載のうえ、110円切手を貼付してください。切手貼付がない場合は、送付をいたしません。</p>
受験案内の送付	<p>試験会場等の詳細を記載した受験案内（受験票等）を、受験者本人あてに令和8年5月8日（金）に発送します。</p> <p>なお、令和8年5月13日（水）午前中までに届かない場合には、大阪市環境局環境施策部環境施策課（06-6630-3215）までご連絡ください。</p>

5 募集要項・申込用紙の配布場所

配布場所	① 大阪市ホームページ https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000676976.html ② 環境局環境施策部環境施策課（あべのルシアス 13 階）
------	---

6 勤務条件

勤務場所	環境局環境施策部環境施策課 (大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階)
勤務日・勤務時間・休日・休憩時間・時間外勤務	① 勤務日 原則として月曜日から金曜日 ② 勤務時間・休憩時間 9時から17時30分(休憩時間12時15分から13時00分) ③ 休日 原則として、土・日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及びその他閉庁日 ④ 時間外勤務 必要に応じて従事していただきます。
休暇	年次有給休暇、その他特別休暇あり
給料	月額 227,824 円(令和8年4月1日現在) 地域手当含む ※前歴などがある場合は、職歴証明書(本市様式)等を採用後に提出し、要件を満たした場合はその経歴に応じて加算されることがあります。 ※原則17日に支給します。ただし、支給日が休日に該当する場合はこの限りではありません。
手当	通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当 等
その他	社会保険等あり

※勤務条件等にかかる詳細については、採用決定後にお知らせします。

7 その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は返送することがあります。
なお、このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。
- (2) 受験資格がないこと、採用申込書等の記載事項について虚偽であることが判明した場合には、採用を取り消すことがあります。
- (3) 提出書類はお返しいたしません。
なお、提出書類等により取得した個人情報については、職員採用の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- (4) 試験当日は、送付される受験案内を必ず持参してください。
試験当日の集合時刻に30分以上遅刻した場合は受験をお断りいたします。

(5) 合否結果については、受験者本人以外にはお知らせできません。

この試験についての問い合わせは

大阪市環境局環境施策部環境施策課

電話 (06) 6630-3215

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

■各駅、出口より徒歩約5分

Osaka Metro 御堂筋線・谷町線「天王寺駅」14号出口

JR西日本「天王寺駅」西口(南口)

近鉄南大阪線「大阪阿部野橋駅」西口

堺堺電気軌道上町線「天王寺駅前駅」

受験にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取り組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと(入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。)
- ・入れ墨の施術を受けないこと